

氷見市低入札価格調査制度要領

1 趣旨

この要領は、低入札価格調査制度(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。)の手続について定めるものとする。

2 対象となる入札

予定価格が130万円以上の工事(以下「適用工事」という。)の入札を対象とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土、盛土工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事

3 調査基準価格

- (1) 適用工事の入札にあたり、予定価格設定者は、予定価格の他に、入札者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、予定価格調書にその価格を記載する。
- (2) 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる次の表の左欄にそれぞれ掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の68

4 入札参加者への周知

適用工事の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定等

- (1) 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低価格入札者を落札者又は落札候補者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対し、落札者の決定を保留し後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。
- (2) 1の案件において、調査基準価格を下回る入札があった場合の低入札価格調査の対象者は、入札金額の一番低い者とする。
- (3) 低入札価格調査の対象者について、当該調査が終了する前にその者が参加している別の同種工事の入札がある場合、当該入札の開札結果の決定は、当該調査が終了するまで保留する。ただし、低入札価格調査対象者となるべき者が調査対象となるべき案件以前の入札において落札候補者となっている場合は、当該案件のその者の入札は無効とする。
- (4) (3)の低入札価格調査の結果、当該調査の対象者が落札者となった場合においては、別の同種の工事入札におけるその者の入札は当該調査対象工事の完成前に行った入札とみなし、無効とする。
- (5) (4)の場合、開札結果の決定を保留した入札における落札者若しくは低入札価格調査の対象者となる者は、次順位者とする。
- (6) 落札者の決定は、(1)から(5)の手続きを踏まえ開札順に決定していく。

6 調査の実施

- (1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。
契約担当課長及び適用工事の工事担当課長
- (2) 調査の方法
調査担当者は、調査基準価格を下回る最低価格入札者を落札者とした場合に、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(様式第1号の2)を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。
- (3) 調査項目
 - ア 当該価格により入札した理由(必要に応じ当該入札価格に対応する内訳書を徴する。)
 - イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
 - ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況
 - エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資材機材保管場所等との関連(地理的条件)
 - オ 手持ち資材の状況

- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請け契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 配置予定の技術者(必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を徴する。)
- サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス シのうち氷見市が発注した工事についての工事成績
- セ 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会による。)
- ソ 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払状況等)
- タ その他、調査担当者が必要と認める事項

(4) 調査期間

- ア 5(2)における調査は、開札日より氷見市の休日を定める条例(平成元年氷見市条例第3号)に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除いて7日以内に「低入札価格審査会」を開催し、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- イ 5(4)の開札結果の決定を保留した入札の低入札価格調査対象の調査は、アの調査の終了日より市の休日を除いて5日以内に「低入札価格審査会」を開催し、落札者とするかどうかを決定するものとする。

7 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

- (1) 契約担当課長は、様式第1号の1により低入札価格調査表を12に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 低入札審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第2号により意見を表示するものとする。

8 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。
なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札である場合には、6以下の手続きによるものとする。

9 受注の制限

調査基準価格を下回る価格で落札した者は、当該工事の完成検査が終了するまで、市が発注する当該工事と同種の工事の入札に参加することができない。

10 現場代理人等の兼務

調査基準価格を下回る価格で落札した工事における現場代理人並びに主任技術者の他の工事との兼務を禁止する。

11 入札結果等の公表

- (1) 契約担当課長は、8(1)により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちにその結果を氷見市のホームページで公表するものとする。
- (2) 契約担当課長は、8(2)により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第5号により落札者としめない旨を知らせるとともに、その結果を氷見市のホームページで公表するものとする。

12 調査基準価格の公表

調査基準価格は、落札者の決定後、入札調書により公表するものとする。

13 低入札価格審査会の設置

7(2)に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。

- ア 総務部長(会長)
- イ 建設部長(会長職務代理者)
- ウ 適用工事の工事担当部長
- エ 適用工事の工事担当課長
- オ 契約担当課長
- カ 契約検査班長

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。